

制限付一般競争入札（事後審査方式）を実施するので、あま市契約規則（平成22年あま市規則第39号）第7条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年12月23日

あま市長 村上浩司

1 対象工事

- (1) 工事名 現市役所庁舎解体工事
- (2) 工事場所 現市役所庁舎（本庁舎、甚目寺庁舎、七宝庁舎）
- (3) 工期 契約締結日の翌日から令和6年12月10日まで
- (4) 工事概要

あま市木田戌亥18番地1 敷地面積：17,763.87㎡

棟名称	構造	階数	建築年度	延床面積
庁舎新築	鉄筋コンクリート造	地上3階 地下1階	1973年度	2,954.45㎡
庁舎増築	鉄筋コンクリート造	地上3階 地下1階	1987年度	943.77㎡
庁舎増築	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	地上3階 地下1階	1992年度	38.26㎡
車庫01	鉄骨造	1階	1986年度	124.20㎡
車庫05	鉄骨造	1階	1992年度	29.25㎡
消防車庫02	鉄骨造・CB造	1階	1973年度	38.35㎡
車庫03	鉄骨造	1階	1973年度	34.80㎡
車庫04新築	鉄筋コンクリート造	1階	1973年度	284.99㎡
車庫04増築	鉄筋コンクリート造	2階	1987年度	269.48㎡
自転車置場(1)	鉄骨造	1階	1973年度	36.40㎡
自転車置場(2)	鉄骨造	1階	2008年度	13.23㎡
野外便所	鉄筋コンクリート造	1階	1992年度	16.24㎡
プレハブ倉庫	鉄骨造	1階	不明	9.54㎡
その他	外構(アスファルト、花壇、植栽、庭石、看板、国旗掲揚塔)浄化槽			

(2) 甚目寺庁舎 あま市甚目寺二伴田76番地 敷地面積：7,712㎡

棟名称	構造	階層	建築年度	延床面積
庁舎新築	鉄筋コンクリート造	地上3階 地下1階	1973年度	3,349.11㎡
庁舎増築	鉄筋コンクリート造	地上3階 地下1階	1989年度	862.00㎡
自転車置場	鉄骨造	1階	1973年度	26.60㎡
職員用自転車置場	鉄骨造	1階	1973年度	37.50㎡
物置小屋	軽量鉄骨造	1階		2.29㎡
その他	外構(アスファルト、花壇、看板、植栽)浄化槽			

(3) 七宝庁舎 あま市七宝町桂城之堀1番地 敷地面積:5,744.96 m²

棟名称	構造	階層	建築年度	延床面積
庁舎新築	鉄筋コンクリート造	3階	1976年度	3,220.00 m ²
庁舎増築	鉄筋コンクリート造	3階	1988年度	331.87 m ²
身障者用トイレ	鉄骨造	1階	2000年度	9.92 m ²
附属舎	鉄筋コンクリート造	1階	1976年度	34.00 m ²
自転車置場	鉄骨造	1階	1976年度	20.00 m ²
車庫	鉄筋コンクリート造	1階	1976年度	265.00 m ²
車庫	鉄骨造	1階	1979年度	59.06 m ²
その他	外構(アスファルト、花壇、看板、植栽)浄化槽、受水槽、自家発電装置			

- (5) 予定価格 金 897,270,000円
(うち消費税及び地方消費税額 金 81,570,000円)
- (6) 最低制限価格の設定 有

2 入札方法等

- (1) この入札は、あいち電子調達共同システム(CALS/E C)における電子入札サブシステム(以下「電子入札システム」という。)により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカード(ICカード)により、利用者登録を行わなければならない。
- (2) この入札は、あま市制限付一般競争入札実施要綱(平成31年あま市訓令第3号)、あま市建設工事等電子入札実施要綱(平成31年あま市訓令第2号)及びあま市公共工事等入札者心得書により行う。
あま市ホームページ(<https://www.city.ama.aichi.jp/bussiness/nyusatsu/1003768.html>)参照
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札回数は、あま市契約規則に基づき1回とし、入札書に併せて必ず工事費内訳書【様式7】を提出すること。
- (5) 事前公表をした予定価格を超える金額又は最低制限価格が設定されている場合の最低制限価格に達しない金額の入札書を提出したときは、失格とする。
- (6) この入札は、設計書、図面、及び仕様書(以下「設計図書」という。)の閲覧を入札情報サービスで行う入札です。
- (7) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法等を参考に積算した上で入札すること。
また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととします。

3 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を備えた単体企業又は特定建設工事共同企業体（構成員が二者となるものに限る。以下「特定JV」という。）とする。

(1) 単体企業及び特定JVの各構成員が、次に掲げる条件を全て満たしていること。

ア 単体企業及び特定JVの全ての構成員に必要な条件

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 令和4年度及び令和5年度あま市入札参加資格者名簿の解体工事業に登録されている者であること。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

(エ) 本工事の公告の日から落札決定日までの間に、あま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領（平成22年あま市訓令第44号）に基づく指名停止、愛知県若しくは愛知県内の地方自治体からの指名停止、又はそれに準じる措置を受けていないこと。

(オ) 本工事の公告の日から落札決定日までの間に、あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年あま市訓令第46号）第3条第1項の規定による排除措置を受けていないこと。

(カ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、解体工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。ただし、下請代金の総額が4,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となります。

(キ) 元請として、過去15年間（平成19年4月1日から入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）を提出する前日まで。以下同じ。）に、次に掲げる公共工事を完了した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限ります。

・鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の解体工事

(ク) 建設業法第26条に定める解体工事業に係る主任技術者又は監理技術者を配置できること。

イ 単体企業に必要な条件

(ア) 建設業法第3条の規定により、解体工事業について特定建設業の許可を受けていること。

(イ) この入札に参加する営業所（主たる営業所を含む。以下同じ。）を愛知県内に置き、当該営業所で解体工事業を営んでいること。なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所を指し、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更届出を含む。）に届け出た、主たる営業所を指す。

(ウ) 令和4年度及び令和5年度のあま市入札参加資格の認定において、認定された解体工事業に係る建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合数値が、1,100点以上であること。

(エ) 元請として、過去15年間に、次に掲げる公共工事を完了した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限ります。

・ 3(1)ア(キ)に掲げる工事で、延べ面積3,000㎡以上の建築物

また、延べ面積については、1棟で判断することとし、1契約で複数棟の実績であっても、複数棟の延べ面積の合計は認めません。

- (ウ) 建設業法第26条に定める解体工事業に係る主任技術者又は監理技術者を配置できること。ただし、下請代金の総額が4,000万円以上となる場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として配置することが必要となります。また、請負代金の額が3,500万円以上となる場合には、配置される技術者は本工事に専任であることが必要となります。ただし、主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に該当する場合には、同一の主任技術者が兼務できることとなります。また、監理技術者にあつては監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）を専任で配置し、特記仕様書で定める兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務できることとなります。
- (カ) 配置予定の主任（監理）技術者は、参加申込書を提出する前日までに元請として完了した3(1)イ(エ)に掲げる工事に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。なお、監理技術者補佐として従事した経験については、専任で従事した経験に限ります。また、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合限り認めます。
- (キ) 単体企業として参加申込書を提出した場合、特定JVの構成員として参加申込書を提出することはできません。

ウ 特定JVの全ての構成員に必要な条件

- (ア) 特定JVに対する出資比率が、均等割の10分の6を下回らないこと。
- (イ) 本工事について、2以上の特定JVの構成員でないこと。
- (ウ) 特定JVとして参加申込書を提出した場合、その構成員は、単体企業として参加申込書を提出することはできません。

エ 特定JVの代表者となる構成員に必要な条件

- (ア) 特定JVに対する出資比率が、構成員中最大であること。
- (イ) 建設業法第3条の規定により、解体工事業について特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) この入札に参加する営業所を愛知県内に置き、当該営業所で解体工事業を営んでいること。
- (エ) 令和4年度及び令和5年度のあま市入札参加資格の認定において、認定された解体工事業に係る建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合数値が、1,000点以上であること。
- (カ) 元請として、過去15年間に、次に掲げる公共工事を完了した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限ります。

・ 3(1)ア(キ)に掲げる工事で、延べ面積3,000㎡以上の建築物

また、延べ面積については、1棟で判断することとし、1契約で複数棟の実績であっても、複数棟の延べ面積の合計は認めません。

- (ウ) 建設業法第26条に定める解体工事業に係る主任技術者又は監理技術者を配置できること。ただし、下請代金の総額が4,000万円以上となる場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として配置することが必要となります。また、請負代金の額が3,500万円以上となる場合には、配置される技術者は本工事に専任であることが必要と

なります。ただし、主任技術者にあつては、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合には、同一の主任技術者が兼務できることとなります。また、監理技術者にあつては監理技術者補佐を専任で配置し、特記仕様書で定める兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務できることとなります。

- (キ) 配置予定の主任（監理）技術者は、参加申込書を提出する前日までに元請として完了した3(1)エ(オ)に掲げる工事に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。なお、監理技術者補佐として従事した経験については、専任で従事した経験に限ります。また、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合限り認めます。

オ 特定JVの代表者以外の構成員に必要な条件

(ア) この入札に参加する営業所を海部建設事務所管内に置き、当該営業所で解体工事業を営んでいること。

(イ) 令和4年度及び令和5年度のあま市入札参加資格の認定において、認定された解体工事業に係る建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合数値が、700点以上であること。

(ウ) 本工事に対応する主任技術者は、解体工事業に係る国家資格を有する者を専任で配置できること。

- (2) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、あま市公共工事等入札心得書第9条の2の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係のある者

(ア) 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。

以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係のある者。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）

の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しな

いこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 本工事に係る設計業務受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。

ア 「本工事に係る設計業務受託者」は、次に掲げる者である。

株式会社司設計事務所

イ 「受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 受託者と資本関係のある者

a 親会社等と子会社等の関係にある場合

b 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 受託者と人的関係のある者。ただし、aについては、会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

受託者との関係が、組合（共同企業体を含む。）とその構成員の関係にある場合、その他上記

(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(4) 特定JVの結成は、あま市建設工事共同企業体取扱に関する要領（令和元年あま市訓令第7号）に定める特定建設工事共同企業体協定書によらなければならない。

4 設計図書等の配布及び質問

(1) 設計図書等について

設計図書等の閲覧及び配布の電子化をしておりますので、設計図書等をあいち電子調達共同システム（CALS/E C）の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。

アドレス

<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

（「ポータルサイト」→「入札情報サービス」→「入札公告」→「調達機関・あま市・検索」→「該当工事名をクリック」）

なお、設計図書等がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせてください。

ア 問い合わせ場所

「16 問合せ先」

イ ダウンロードできる期間

令和4年12月23日（金）午前10時から令和5年2月2日（木）午後5時まで

(2) 質問について

本工事に対する質問及び回答は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和4年12月23日（金）から令和5年1月18日（水）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出方法

質問書【様式1】に必要事項を記入し「16 問合せ先」へメール送信すること。

なお、送信後は、直ちに「16 問合せ先」へ電話連絡し受信確認を行うこと。

ウ 回答の掲載期間

令和5年1月24日（火）午前9時から令和5年2月2日（木）午後5時まで

エ 確認方法

入札情報サービス（本件入札公告を掲示しているページに添付資料として掲載）から確認すること。

5 入札参加申込

- (1) 入札に参加を希望する者は、制限付一般競争入札参加申込書【様式2】及び誓約書【様式3】（以下「参加申込書等」という。）を電子入札システムにより提出すること。また、特定JVとして参加申込をする場合は、あま市建設工事共同企業体取扱に関する要領に定める特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書【様式4-1】、特定建設工事共同企業体協定書【様式4-2】及び委任状【様式4-3】（以下「企業体審査申請書等」という。）を持参により1部提出してください。なお、期限までに参加申込書等、企業体審査申請書等を提出していない者は、入札に参加することができない。

(2) 参加申込書等の受付期間

令和4年12月23日（金）午前11時から令和5年1月27日（金）午後4時までの電子入札システム稼働時間内（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで。）

6 入札書及び工事費内訳書の提出期間

令和5年2月1日（水）午前8時30分から令和5年2月2日（木）午後5時までの電子入札システム稼働時間内（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで。）

7 開札予定日時及び開札場所

令和5年2月3日（金） 午前9時

あま市役所本庁舎 1階 総務部総務課

8 入札保証金

入札参加者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金又は(1)に掲げる入札保証金の納付に代わる担保（以下「入札保証金等」という。）を提供すること。ただし、(2)に該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(1) 入札保証金の納付に代わる担保

ア 入札保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 政府の保証のある債券

(イ) 市長が確実と認める社債

- (ウ) 銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債券
- (エ) 銀行等が振り出し、又は支払保証した小切手
- (オ) 銀行等の保証

イ アに定める担保の価値は、国債及び地方債にあつては政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額、その他の債券にあつては額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8の金額、定期預金債券にあつては債券金額の10分の10の金額、小切手にあつては券面金額、保証にあつてはその保証する金額によるものとする。

(2) 入札保証金の納付を免除する場合

以下のいずれかを満たす場合、入札保証金の納付を免除する。この場合、以下のいずれかを満たすことを証する書類（以下「納付免除の確認資料」という。）を持参により提出すること。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 地方自治法施行令第167条の5の規定により市長が定める資格を有する者で、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであつて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 入札保証金等の受付方法

ア 入札保証金

(ア) 入札保証金提出書【様式5-1】へ必要事項を記入し、持参により提出すること。なお、提出に当たっては、事前に持参する日時を「16 問合せ先」へ電話連絡すること。

(イ) 入札保証金提出書の提出後、当該提出書に記載された金額の納入通知書を発行するので、現金に当該納入通知書を添えて指定金融機関等で納入すること。

(ウ) 納入後は、納入通知書兼領収書の写しを持参により提出すること。

(エ) 納入通知書兼領収書の写しの提出をもって、入札保証金の受付とする。

イ 入札保証金の納付に代わる担保

(ア) 有価証券提出書【様式5-2】へ必要事項を記入し、持参により提出すること。なお、提出に当たっては、事前に持参する日時を「16 問合せ先」へ電話連絡すること。

(イ) 有価証券提出書の提出後、有価証券納付書を交付するので、有価証券等に当該納付書を添えて、会計管理者（あま市役所本庁舎1階会計課）に提供すること。

(ウ) 提供後は、有価証券受領書の写しを持参により提出すること。

(エ) 有価証券受領書の写しの提出をもって、入札保証金の納付に代わる担保の受付とする。

ウ 銀行等の保証

銀行等の保証に係る保証書を持参により提出すること。

(4) 入札保証金等及び納付免除の確認資料の受付期間

令和4年12月23日（金）から令和5年1月27日（金）までの日曜日、土曜日及び休日を除いた午前9時から午後4時まで

(5) 入札保証金等の還付

ア 入札保証金等は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者にあつては、契約を締結したときに還付する。なお、還付に当たっては、提供物に応じて以下のとおり請求書等を「16 問合せ先」へ提出すること。

(ア) 入札保証金

入札保証金返還請求書【様式6-1】へ必要事項を記入し、持参又は郵送により提出すること。なお、還付は当該請求書記載の口座へ振り込むため、当該請求書の提出があつた日から2週

間程度要する。

(イ) 入札保証金の納付に代わる担保

有価証券返還請求書【様式6-2】へ必要事項を記入し、持参又は郵送により提出すること。返還は手渡しとするため、返還手続き完了後、請求者へ電話連絡をするので、「16 問合せ先」へ来所すること。なお、返還には、当該請求書の提出があった日から1週間程度要する。

(ウ) 銀行等の保証

保証書に係る受領書【様式6-3】へ必要事項を記入し、持参又は郵送により提出すること。返還は手渡しとするため、返還手続き完了後、請求者へ電話連絡をするので、「16 問合せ先」へ来所すること。なお、返還には、当該請求書の提出があった日から1週間程度要する。

イ アのただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(6) 入札保証金等及び納付免除の確認資料の受付先

「16 問合せ先」のとおり。ただし、提出先等を別に指示している場合は、この限りでない。

9 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札、あま市建設工事等電子入札実施要綱第16条及びあま市公共工事等入札者心得書第14条において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札説明書において示した工事費内訳書に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とする。なお、同額の入札を行った落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補順位を決定するものとする。
- (2) 落札候補者となった者は、開札日の翌日から起算して2日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内の午前9時から午後4時までに、入札参加資格を確認するための書類（以下「資格確認申請書等」という。）を次のとおり持参により提出すること。なお、提出期限までに資格確認申請書等を提出しない場合は、当該落札候補者の入札は無効とする。

ア 資格確認申請書等

- (ア) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書【様式8】
- (イ) 本工事と同種又は類似工事の施工実績調書【様式9】
- (ウ) 配置予定技術者の資格及び工事経歴【様式10】
- (エ) 他添付書類

イ 資格確認申請書等の提出場所

「16 問合せ先」のとおり。

- (3) 資格確認申請書等による審査の結果、入札参加資格要件を満たしていることが確認された場合は、その者を落札者として決定する。ただし、入札参加資格要件を満たしていない場合は、次順位の者を落札候補者とし、入札参加資格要件を満たす者が確認できるまで同様の審査を行う。この場合、10(2)中「開札日」を「提出を求められた日」と読み替える。
- (4) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対して制限付一般競争入札参加資格不適格通知書によりその旨を通知する。この場合、通知を受けた者は、当該通知の日から起算して3日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、その理由について書面により説明を求めることができる。

(5) 落札者を決定したときは、速やかに電子入札システムにより落札者決定通知書を通知する。

11 契約書作成の要否

要する。

本工事は、あま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成22年あま市条例第55号）第2条の規定に該当するため、落札者決定後、仮契約を締結し、議会の議決後に本契約を締結する。

12 契約の保証

(1) 落札者は、あま市契約規則第33条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

(2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 市を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。

(3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供

イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）の保証

(4) (1)から(3)までに掲げる契約の保証は、契約の締結時までには付さなければならない。

(5) 契約保証金は、契約履行の確認後に還付する。

13 支払条件

あま市公共工事の前金払の取扱いに関する要綱（平成31年あま市告示第29号）及びあま市公共工事請負契約約款の規定に基づき前金払、中間前金払及び部分払を請求することができるが、その条件は次のとおりとする。

(1) 支払限度額及び出来高予定額

ア 会計年度における支払限度額

令和4年度 0円

令和5年度 598,180,000円

令和6年度 残額

イ 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

令和4年度 0円

令和5年度 664,645,000円

令和6年度 残額

ウ 発注者は、予算の都合等により必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができるものとする。

(2) 前金払

ア 前金払の率は、10分の4以内とする。

イ 令和5年度の前払金の支払限度額は(1)イに定める出来高予定額に、アに定める率を乗じて得た額とする。

ウ 令和6年度の前払金の支払限度額は、請負代金額にアに定める率を乗じて得た額から、イに定める支払限度額を控除した額とする。

エ 令和5年度末における出来高が(1)イに定める出来高予定額に達していないときは、当該出来高予定額に達するまで令和6年度の前払金を請求することはできない。

(3) 中間前金払

ア 中間前金払の率は、10分の2以内とする。

イ 令和5年度の間前払金の支払限度額は、(1)イに定める出来高予定額にアに定める率を乗じて得た額とする。

ウ 令和6年度の間前払金の支払限度額は、請負代金額にアに定める率を乗じて得た額から、イに定める支払限度額を控除した額とする。

エ 中間前金払を行う前に当該年度における出来高予定額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、当該年度における出来高予定額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えてはならない。

オ 中間前金払は、以下の要件をすべて満たした場合に請求できるものとする。

(ア) 中間前金払の請求を予定している年度（以下「請求年度」という。）の工期の2分の1が経過していること。

(イ) 請求年度の工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。

(ウ) 既に行われた請求年度の工事に係る作業に要する経費が請求年度における出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものであること。

カ 各会計年度において中間前金払を行う前に部分払を請求した場合は、当該会計年度において中間前払金を請求することはできない。

(4) 部分払

中間前金払を請求した場合は、部分払を請求することができない。ただし、各年度末は以下により部分払を請求することができる。

ア 令和5年度末における出来高が(1)イに定める出来高予定額に達している場合は、(1)アに定める支払限度額から支払済の前払金及び中間前払金を控除した額を請求することができる。

イ 令和5年度末における出来高が(1)イに定める出来高予定額に達していない場合及び令和6年度末において工事を完成させることができなかつた場合は、協議により決定する。

14 特定の不正行為に対する措置

(1) 本契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求する。また、損害賠償の請求に併せて本契約を解除することがある。

(2) 本契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

(3) 契約を締結するまでの間に、落札者があま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又はあま市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、あま市は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

(4) 本契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本契約を解除し、損害賠償を請求することがある。

(5) 本契約の履行に当たって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる

法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、市は一切の損害賠償の責を負いません。

15 その他

- (1) 入札参加者は、本公告等を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 提出書類等は返却しない。また、原則として公表せず、本入札手続以外の目的で利用はしない。
- (3) 現場説明会は実施しない。
- (4) 配置予定の主任（監理）技術者について
 - ア 落札者は、資格確認申請書等に記載した配置予定の主任（監理）技術者を本工場の現場に配置すること。なお、主任（監理）技術者を変更することができるのは、病休、死亡、退職等の特別な場合に限る。
 - イ 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の主任（監理）技術者を配置予定の技術者として入札に参加している場合に、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、技術者を専任で配置することが求められていない場合を除き、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければならない。この場合は、入札書の提出期間内に電子入札システムで作成した辞退届を送信すること。

なお、入札書を送信した後に辞退する事由が生じた場合は、「16 問合せ先」へその旨を連絡し、速やかに辞退届を書面で提出すること。

16 問合せ先

〒490-1292 あま市木田戌亥18番地1

あま市役所本庁舎

担 当 総務部総務課

電 話 052-444-1711

FAX 052-441-8330

メール soumu@city.ama.lg.jp